平成２４年（フ）第１９６号
新潟県柏崎市柳橋町２番10号
債務者　柳　　眞弘
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１６５７号
名古屋市南区笠寺町字市場２番地　今井荘３号
債務者　後藤　浩伸
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０３号
長野県茅野市湖東7205番地５
債務者　水橋美智子
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
長野地方裁判所諏訪支部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第１１２３号
さいたま市岩槻区本町３丁目２番５―907号
破産者　有限会社ユー・ディー・エル
1　決定年月日　平成24年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１７６号
埼玉県新座市野火止８丁目15番17号
破産者　株式会社みちのく建設
1　決定年月日　平成24年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２７９号
埼玉県北本市二ツ家１丁目333番地ハイデンス１―815
破産者　インスマートコンサルティング株式会社
1　決定年月日　平成24年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５号
島根県大田市波根町1029番地
破産者　有限会社ワイエス
1　決定年月日　平成24年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第１６号
島根県大田市波根町1029番地
破産者　石飛　陽治
1　決定年月日　平成24年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第２７４号
長野県塩尻市広丘堅石2145―193　清水アパート12号
破産者　塩原　康夫
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第９６２号
名古屋市昭和区東畑町１丁目38番地の３
破産者　株式会社ダンテック
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６４１号
名古屋市中区錦２丁目12番16号
破産者　株式会社キャッツ
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６７７号
愛知県小牧市大字小牧原新田745番地の32
破産者　有限会社日高地質
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３５号
京都府綾部市田野町田野山２番地の155
破産者　有限会社増田工務店
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２２年（フ）第６５９３号
大阪市西区立売堀１丁目11番17号スギタビル
破産者　国土ホールディングス株式会社
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９７２号
大阪市北区西天満６丁目２番14号マッセ梅田ビル２号館
破産者　株式会社アップルウェブ
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２４号
大阪市東淀川区豊里７丁目27番33号
破産者　有限会社共和製作所
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１０９号
大阪市浪速区難波中３丁目９番１号難波ビルディング604号
破産者　株式会社メックス
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４３７８号
大阪府八尾市西山本町６丁目５番25号
破産者　有限会社平野建設
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５０８号
大阪市東住吉区照ケ丘矢田１丁目４番10号
破産者　安全農産物株式会社
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６７６号
大阪市旭区高殿１丁目１番12号
破産者　株式会社ピー・アイ・シー
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６９７号
大阪市淀川区宮原３丁目３番11号新大阪プラザ1007号
破産者　株式会社ウィー・リンク
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部